



一般社団法人 品川青色申告会 会報

地域により会報の配付が遅れる場合があります。届くのが非常に遅い場合は、お手数ですがご連絡下さい。

一般社団法人 品川青色申告会
〒140-0004
東京都品川区南品川4-2-32
品川税経会館1F
TEL: 03-3474-7564(代)
FAX: 03-3458-2616

最新会報はホームページから閲覧可
<http://shinagawa-aoiro-gr.jp>
最新情報はフェイスブックで公開中。
下記キーワード検索又はQRコードで!
「品川青色申告会 フェイスブック」

ホームページの
QRコード(黒)フェイスブックの
QRコード(青)

国税庁が、電子申告によるペーパーレス化を推奨しているため、毎年、電子申告でなく書面で確定申告書を提出されていました。したがって、確定申告書に代えて、年分の確定申告から、確定申告書のほか青色申告決算書や収支内訳書等が送付されまぜんの「確定申告のお知らせ(2面参照)」が送付されています。窓口や(一社)品川青色申告会において備え付けの予定ですので、そちらもご利用ください。

※「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報を記載しているハガキ又は通知書をいいます。

会員の皆様へ

「確定申告のお知らせ」送付について

確定申告の下書き!?

事務局から皆様へお願いがございます。

特に【仮決算・申告】や【事前相談】を行う事で、本や番の決算・申告サポート時の時間が大幅に減ります!

【詳細は2面をご覧下さい】

事務局からの
お願い

青年部に関するご質問等は担当の【津留(ツル)】まで

「青年部全員集合! ~大異業種交流会~」

東青連青年部が企画する大異業種交流会です。都内の青色申告会青年部員が一堂に会するビッグイベント開催!! 青年部に入部してぜひご参加を!!

【日 程】令和元年12月7日(土)

【時 間】18時30分~21時(予定)

【会 場】アルカディア市ヶ谷5F「穂高」
JR市ヶ谷駅から徒歩2分

【参加費】3,000円程度を予定

(本来の参加費6,000円の内、半額程度を負担予定)

*部員の皆様には改めて詳細をご案内致します。

青年部入部キャンペーン同時開催

青年部の大異業種交流会で人脈を広げよう!
参加資格は【青年部の部員】です。「興味はあるけど迷うなあ!」そんなアナタに超絶朗報!
お得な入部半額キャンペーんを同時開催します!
詳細は今月号同封のチラシをご確認下さい。

東京 × 青年部 × 異業種 大異業種交流会が開催決定!!

【仮決算・申告】とは?

1. 来月号同封の下書き用紙に数字を記載して下さい。確定していない部分は空白で提出OKです!
日中の連絡先もご記入下さい。
2. 品川青色申告会に令和2年1月16日(木)まで※に提出して下さい。
※それ以降も受付致しますが、1月17日(金)以降提出の場合事前入力が一部のみになる可能性があります。
3. 本番サポート日までに提出頂いた数字を事務局のシステムに事前入力しておきます。
4. 職員のデータ入力する時間が省略出来る為、サポート本番における時間が大幅に短縮できます!!



品川 空(ソラちゃん): 奈ちゃんの妹。姉とは仲良しな、しっかり者。学生さんなので異業種交流会の存在を知らなかったとか…

確定申告のお知らせについて（1面のつづき）

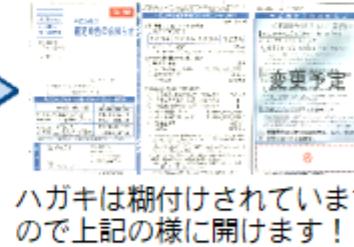
【例外】

2019年新規開業者等※に関しては、確定申告のお知らせではなく、今回の確定申告書が送られてくる予定です。
※税務署へ開業届の提出を行った等の条件で、**1月下旬頃**に順次発送予定です。

【原則】

左記以外の会員の方は
「確定申告のお知らせ」が1月17日以降順次発送予定

振替納税登録済みの方



振替納税未登録の方



封書が届きます



お知らせの用紙や
納付書等が同封
されています！

2019年分「確定申告のお知らせ」等は、来年1月17日以降に順次発送予定です。こちらの案内がなくとも決算・申告サポートを行えますが、お持ちいただく事でよりスムーズにサポートが受けられますので、ご持参下さい。

※1月中にサポートを受ける方は、お知らせが間に合わない可能性がございますが、サポートは受けられますのでご安心下さい。

※発送予定日は10月末時点の予定の為、前後する可能性がございます。

来月号の会報に同封予定の下書き用決算書・確定申告書をご活用下さい！

そ。こ。で。事務局からのお知らせです!!

事前相談のお願い

疑問点や不明点がある方は、事務局まで来局、自習室のご利用及び電話でのご相談等、積極的なご利用をお願いします。

【例え…】

- ★車を買い替えたんだけど…記帳方法は？
 - ★11月分の家賃が店子からもらえないんだけど？
 - ★今年の減価償却はいくら計上？
 - ★金額が大きい修繕をしたんだけど？ 等々
- 会計ソフトを利用されている方はもちろん、不動産所得のみの方も、1人でも多くの事前相談にご協力下さい。

仮決算・申告のお願い

来月号同封予定の「下書き用決算書・確定申告書」へ令和元年分の売上や各種経費などの集計結果を記入し、1面で紹介した【仮決算・申告】を行いませんか？下書き用紙を事務局へお持ち頂くか、郵送、又はFAXにて提出※して頂く事で、本番当日はデータが入力されている状態でサポートが開始出来ます！

大変スムーズにサポートが行え、時間も大幅に短縮！
【記載項目は確定している項目のみでOK！】

確定していない項目や変動があった項目は本番当日修正可能です！1人でも多くの提出をお願い致します。

※ 郵送又はFAXによる提出の場合、到着後に確認のご連絡をしますので、日中の連絡先もご記入下さい。
(郵便事故等の観点から直接提出を推奨いたします)



★決算・申告サポートルールを改定・明確化します！★

- 1、「予約時間」を「予約受付時間」と位置付け、サポート開始に関する順番等に関して明確化します。
 - 2、「1時間ルール」「再度ご予約を取って頂く場合」を明確、厳密化し、事務局長等が確認致します。
- ※ 次回会報にて皆様へ新ルールを告知する予定です。スムーズな確定申告期の運営にあたり、会員の皆様のご協力が必要不可欠です。ご理解ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

業種	改正前	改正後
金融業及び保険業	4種	5種(個人は原則として2016年分より改正)
不動産業	5種	6種(個人は原則として2016年分より改正)
農業・漁業・林業	3種	軽減税率の対象⇒2種(2019年10月分より改正) 上記以外⇒3種(2019年10月分より改正)

とても重要な消費税のお話①

★消費税の納税義務の方は、計算方法の見直しを定期的に行いましょう。

必ず年末までにご来局を!

★個人の方は左記の表のとおり簡易課税における業種区分の改正がされています。なお、消費税の複数税率が導入される際に、改定されました。9月までは従前の区分になりますので、ご注意を!

意外と見落しがち! 消費税・改正項目

左記全てに該当する方は、事業者免税制度、及び、簡易課税制度の適用が改正により一定期間行えません。

*令和元年及び二年に関しては、税率区分とに区分して合計する事につき、著しく困難な事情があるときは、経過措置が設けられています。

①消費税課税事業者

②原則課税を適用。

③平成28年4月1日以後に、

【棚卸資産(販売用の土地等を含む)、又は、調整対象固定資産(業務に関する建物や機械等で土地等を除く)】を取得等した。

事業所得・不動産所得に関連する土地等※を売却した方で消費税の納税義務の方へ大変重要なお知らせです!

※貸家、事務所、店舗等の土地や借地権等を含み、マンションの売却等も該当します。

とても重要な消費税のお話②

平成31年(令和元年)に事業所得や不動産所得を得るのに使用していた土地等を売却した方で、左記の3条件に該当する方は、お問合せ下さい。

- ①平成31年(令和元年)中に土地等を売却した。
- ②平成31年(令和元年)分について消費税の納税義務者
- ③消費税の計算方式が本則(原則)課税

このままでは土地等の売却により課税売上割合が著しく減少し、納める消費税が大幅に増加する可能性があります。

一定の適用条件がありますが、年内に「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を申請することで、救済される可能性があります! 該当する方や判断できない方等は、手続の關係上、年内の早い時期に必ずお問い合わせ下さい。

忘年会のお知らせ

大井第一支部、及び、大井第三支部は忘年会を開催致します。

対象者には今月号の会報にチラシが同封されていますのでご確認下さい。

皆様のご参加お待ちしております。



(注)仮決算を組みますので、決算時期同様に各項目の集計が必要です。
1回のサポートで終了しない場合がございますので余裕を持ってご来局を!

【持ち物】

・印鑑・税務署からの通知書

・過年度の決算・申告書

・平成31年1月～令和元年10月までの帳簿(集計が必要)

※この申請書は、マイナンバーの記載が不要です。詳細はお問合せ下さい。

本年における予定納税額(第2期分)の減額申請は、11月15日(金)までとなります。

税務署から予定納税の通知があった方で、今年の業況が極端に悪い、年の中途中で休業・廃業等の為、納付する所得税が大幅に減少すると見込まれる方等は、所定の手続きにより予定納税額が減額される場合があります。

11月15日(金)まで



減所得税予定納税額の申請書(第2期分)

重要な消費税のお話③・記帳等の変更点は?

チェック①

請求書、領収書等の
発行について

軽減税率の対象
課税売上がある?

チェック②

帳簿や消費税の
確定申告について

消費税の確定申告を
行う義務がある?

なし

あり

なし

あり

確定申告を行う為には、3区分して
それぞれの集計が必要です!

従来の帳簿の形式に1項目
追加します。
※会計ソフトの設定に注意!
※手書きの場合は税率毎にページを
分ける等、集計しやすい工夫を!

なし

あり

なし

あり

これまで同様の
形式でOK!

従来の請求書等の形式に
2項目追加します。
【軽減税率対象である旨の記載】
【税率毎に区分して合計した金額】
※従来の請求書等を使用する場合は、
それぞれの税率毎に区分して発行
する事も可能。

確定申告の
際には…

具体例

具体例

原則としてこれまで同様の記帳で
構いません。ただし、経営分析の
観点や4年後導入予定のインボイ
ス制度(注)を視野に入れた準備(登
録の検討を含む)などを考慮すると
率毎の区分記帳を推奨します。
(注)消費税の確定申告を行う課税
事業者のみが登録でき、その登録
ボイス)の保存が仕入税額控除の要
件となる制度です。

確定申告を行った場合には、3区分して
それぞれの集計が必要です!
①9月末(例外あり)までの【旧税率8%】
②10月以降の【標準税率10%】
③10月以後の【軽減税率8%】
※本則課税は…課税売上げ、課税仕入れ
それれにおいて3区分が必要
※簡易課税は…業種区分を行つたうえ、
課税売上げのみの区分が必要
ます。詳細はお早めにお問合せ下さい。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳(仕入)				
XX年 月 日	摘要	税 区分	借方 (円)	
11 30	△△商事㈱	11月分 日用品	10%	88,000
11 30	△△商事㈱	11月分 食料品	8%	43,200
②	①	③		④

具体的以外の方法も含め
詳細はお問合せ下さい!

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡
等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書																										
△△商事㈱		平成XX年11月30日																								
株OO㈱中		11月分 131,200円(税込み)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 崇</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉 崇</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キャベツ 崇</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>131,200円</td></tr> <tr> <td colspan="2">10%対象</td><td>88,000</td></tr> <tr> <td colspan="2">8%対象</td><td>43,200</td></tr> </tbody> </table>		日付	品名	金額	11/1	魚 崇	5,400円	11/1	牛肉 崇	10,800円	11/2	キャベツ 崇	2,200円	…	…	…	合計		131,200円	10%対象		88,000	8%対象		43,200	崇は軽減税率対象品目
日付	品名	金額																								
11/1	魚 崇	5,400円																								
11/1	牛肉 崇	10,800円																								
11/2	キャベツ 崇	2,200円																								
…	…	…																								
合計		131,200円																								
10%対象		88,000																								
8%対象		43,200																								

決算に向けて…(初めての決算・確定申告～基本編～)

Q

個人事業を開業したけど、何をすればいいの…?



A

個人で事業や不動産の貸付を行い、収入を得ている方は、所得税の確定申告が原則必要です。所得税法では、皆さんが得た一年間の儲けを所得と呼びます。この所得を確定申告書と呼ばれる用紙を使って国に報告し、税金を納める事を確定申告とイメージして下さい。

A

用意するだけです。ただし！皆さんで集計するものがあります。

Q

用意するだけなの…？集計は必要ないの…？



Q

何を集計するの？面倒だな！



A

事業や不動産貸付の儲けに関して、集計する必要があります。この儲けはアナタのものですよね？他人任せはダメですよ！まずは日々の取引を帳簿に記録し、各項目毎に集計して下さい。

A

★『関係する取引』範囲に注意！
①『事業や不動産貸付』に
関係する取引が発生
★『発生』した日付で記帳！
※現預金の増減があった日
だけが発生ではありません！

10月より消費税率が10%と8%の複数税率制度に移行されています。特に消費税の納税義務者は、請求書等以外の記帳に関しても、日々の売上(課税売上げ)と、経費(課税仕入れ)を税率毎(旧税率8%、新税率10%、軽減税率8%)に区分経理を行う必要があります。そこで、区分経理に対応する準備が整わない等の困難な事情がある中小事業者(基準期間における課税売上高が5千万円以下の事業者)について、一定期間特例が設けられています。

消費税のお話④

簡易帳簿の記帳・決算の流れ一例

③証票に基づき各種帳簿へ記帳

★『現金出納帳』『売掛帳』『買掛帳』『経費帳』など、取引の形態に応じて帳簿を用意します。

④月次及び年次集計

★月末、年末毎に売上や各種経費の種類ごとに集計します。

⑤決算整理の記帳・集計

★一年間の日常取引が終了しないと確定しない取引(減価償却、商品棚卸などの記帳をします。年次の集計表にも加減します。

年内に帳簿の健康診断を受けましょう！(10面参照)

までは、事務局に
『相談下さい！

までは、事務局に
『相談下さい！

税率区分方法の特例

【課税売上げ区分の特例】

(1)課税仕入れの割合で算定【要件あり】
(2)通常の連続10営業日の割合で算定
(3)軽減税率の占める割合が50%以上である場合に軽減税率割合を50%で算定。

【課税仕入区分の特例】

(1)課税売上げの割合で算定【要件あり】
(2)簡易課税制度の届出の特例

※提出課税期間から簡易課税の適用が可能



例えば、給与や公的年金等を貰う人は【源泉徴収票】と呼ばれる書類を会社や年金を支払う機関等から貰えます。また、生命保険が満期を迎える時に保険金を受け取った人は、通常保険会社等から申告用の書類が発行されます。その為、皆さんはこれらOKです！の書類をサポートして頂くだけです！

OK！頑張ります！



**決算に当たっては、ホームページに掲載予定の
『2019年分 決算に当たってのチェック・シート』を
ぜひご活用下さい。**



また一步、年末に近づきました。記帳は順調に進んでいますか? スムーズな決算・申告を行う為に、今から少しずつ準備をしましょう!

決算・申告の準備

初めて決算を行う方や特殊事情がある方は、年内に事務局へご相談下さい。(年明けでは、キメ細やかなサポートが受けられません!)

**左記に当てはまる方は、
お時間を頂く場合がござります。
年内に事務局へご相談ください!**

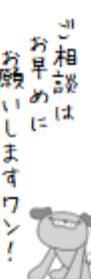
1. 資産の売買や修繕を行いましたか?

平成31年(令和元年)中に資産の売買や買換え、その他20万円を超える修繕等は、要注意!『売却時には譲渡所得の申告』『新規購入や買換え時の減価

償却費の計上』『20万円を超える修繕を行った際の考え方』等、通常時の決算・申告に比べると、難しい論点が出できます。

2. 帳簿記入は順調ですか?

帳簿記入は順調ですか? 帳簿記入を間違えて覚えている方は、期末収益意外と多いようです。特に、期末収益の認識時点ですすめています。売上も期別で金額を記入する必要があります。



3. その他特殊事情はありませんでしたか?

収入として報告しなければなりません。反対に、未払の仕入も、費用計算上します。その他にも棚卸など注意すべき点は多数存在します。

- ★ 消費税の確定申告が必要か不要かの判定等は、**来月号**にてご確認下さい。
- ★ 消費税の計算方法は、『一般(原則)課税』と『簡易課税』の2つの計算方法があります。
- ★ 計算方法の選択により納付税額が変化します。
- ★ どちらの方法が有利かは、その方の状況で異なります。
- ★ 「簡易課税」の選択は、「適用」を開始しようとすると、前の前年末日までに選択の届出が必要です。
- ★ 税率区分が困難な中小事業者に関しては、特例が設けられています。
- ★ 「簡易課税」は、一度選択すると、効力が毎年継続します。その為、適用をやめには、「適用をやめようとする年の前年末日までに提出する必要があります」
- ★ 計算方法の選択は定期的な経営計画と見直しが必要! 簡易課税における業種区分が改正されていますので、ご注意下さい。

(3面参照)

**消費税納税義務者の方は、
計算方法の見直しを行いま
しょう!
納付額に影響が出ます!!
見直しは必ず年末までに
ご来局下さい!**



ご不明点や詳細は、
所轄税務署、又は
品川青色申告会へ
お尋ね下さい。

★ 平成31年(令和元年)に相続があつた為、初めて申告が必要になった方等は、年内に届出をする事で、平成31年(令和元年)年分より簡易課税の選択が可能です。相続人は別途『簡易課税制度選択届出書』を提出する必要があります。

★ 簡易課税の選択や選択の取りやめは、その方の状況により一定の制限期間があります。

<< 嘴家の紹介 >>

立川 志獅丸

(たてかわ ししまる)

1976年(昭和51年)

4月19日生まれ

東京都豊島区出身

[2002年5月]

立川志らくに入門

[2012年4月]

二ツ目に昇進「志獅丸」に改名

[2014年3月]

第13回さがみはら若手落語家選手権 初出場 初優勝

[2019年7月] 真打に昇進。



青色寄席

★上記は全て予約制となります。

(一社)品川青色申告会へお申込み下さい。

TEL: 03-3474-7564

～11月22日(金)は 『青色祭り』

開幕だ!!

【内 容】	【会 費】	【開 催 時 間】	【会 場】
※会費は当日ご持参下さい 懇親会・景品付きくじ引き抽選会	※夫婦でご参加の方はお一人につき2千円 ※夫婦でご参加の方はお二人で2千2百円	17時～18時30分	品川青色申告会事務局 1F

第三部 青色懇親会	第二部 青色寄席	第一部 青色会員研修会
内 容 ※会費は当日ご持参下さい 懇親会・景品付きくじ引き抽選会	会 費 ※夫婦でご参加の方はお一人につき2千円 ※夫婦でご参加の方はお二人で2千2百円	会 場 品川青色申告会事務局 3F

【内 容】	【会 師】	【開 催 時 間】	【会 場】
税務署と会と私	松田 町子 殿	15時～15時50分	品川税務署個人課税第一部門統括 3F



★懇親会に関しては、1会員につき2名まで(会員・親族・従業員が対象)とさせて頂きます。

★定員になり次第締め切りとさせて頂きます。

年末調整・源泉税の納付はお早めに!

12月の最後に支払う給与又は賞与の支給前において年末調整を行います。年末調整後の2019年分の納付期限は、
2020年1月20日(月)までです。
※サポートを受ける方は**1月10日(金)**までにお願い致します。

年末調整に関しては次月号に詳細を掲載する予定です。ご不明点等はお問い合わせ下さい。

年末調整では、事業主、専従者、従業員のマイナンバーの記載が必要となります！

今年も、大井第三地域センターで『年末調整出張サポート』を行います。

必要書類等を持参のうえ、当日お越しください。
寒暖差が大きくなっています。お体にお気をつけてください。
支部担当：及川



開催日時	受付時間	会 場
12月25日(水)	午後5時30分～7時	大井第三地域センター 西 大井 4-1-8

経済センサス・基礎調査

すべての事業所・企業(農林漁業家等を除く)を対象として、令和元年(2019年)6月から令和2年(2020年)3月にかけて経済センサス・基礎調査を実施します。この調査は、「統計法」に基づき実施される国の統計調査であり、日本の経済活動の変動や動向を明らかにするための大規模かつ重要な調査です。調査員が事業所の外観から活動状態などを判断し、一部の事業所へは調査票を配布いたします。調査結果は各種行政政策の立案などに利用されます。ご理解とご協力をお願いいたします。



問い合わせ／品川区 地域活動課 統計係
TEL 5742-6869





【異業種コラボレーション・勉強会】特集

最強タッグ!!

青色セミナー

『税理士と弁護士』の強力タッグによる、
『コラボレーションセミナー』開催決定!

税理士と弁護士の異なる分野の専門家を同時に講師として迎え、ご講義を頂く「コラボレーションセミナー」を本年もコラボしちゃいます!

今年のテーマは相続です。タイトルは…

『相続の最前線! ~私にも関係する身近なお話~』
とし、税務と法務の面から身近な実例等を交えた、
お話を頂く予定です。無料ですのでお気軽にご
参加下さい!

【日 時】令和元年12月5日(木)
14時～17時

【会 場】(一社)品川青色申告会 会議室

【講 師】税理士、弁護士

【参加費】無 料

【申込み】一般社団法人 品川青色申告会へ

【主 催】一般社団法人 品川青色申告会

【共 催】東京商工会議所品川支部

※当会会員の皆様からアンケートを取った結果、
相続・贈与に関して高い関心をお持ちのようで
す。そこで税務と法務の面から知っておくべき、
相続の最新事情のお話などを頂く予定です!
(注)内容は現時点での予定です。状況により一部内容
が変更される場合もございますのでご了承下さい。

青年部主催 勉強会

コラボ勉強会

「民法大改正・法務と税務の影響」

青年部の部長でもある、弁護士「近森 章宏」先生と、同じく青年部の委員でもある、税理士「神野 吉弘」先生によるコラボレーションセミナーが開催決定です!

今回は120年ぶりに大改正される民法を法務と税務の面からお話しして頂きます。皆さんの生活に民法は密接な関係にあります。一体どのように何が変わるのか!?必見です!!

【日 時】令和元年11月26日(火)

18時30分～20時頃までを予定

【場 所】(一社)品川青色申告会 会議室

【参加費】無 料

(青年部員以外の方もお申込みOK)

【申込み】(一社)品川青色申告会へ

【講 師】東京弁護士会所属

弁護士 近森 章宏 氏

東京税理士会 品川支部所属

税理士 神野 吉弘 氏

【主 催】一般社団法人品川青色申告会 青年部

【後 援】一般社団法人品川青色申告会

区民セミナーのお知らせ

【日時】令和元年11月14日(木)

午後2時～4時

(税金クイズは午後1時45分から)

【会場】きゅりあん・6F大会議室

(品川区東大井5-18-1)

※一階の『小ホール・会議室等・会館受付入口』から入り、左方面にあるエレベーターは直通となります。

※大井町駅中央側(ヤマダ電機側)のエレベーターは7Fに上がり反対側エレベーターに乗り換えが必要です。

【定員】90名 【料金】無料

※参加希望の方は、お気軽に会場へお越し下さい。

※定員になり次第、締切りとさせて頂きます。



あの子達の為に
何ができるかしら
そうだよなあ
やツバリ書いて
おくべきだよな



ねえ、アナタ
みない?
遺言書を書いて

11月14日(木)に大井町駅近くにある
『きゅりあん・6F大会議室』にて
【区民セミナー】が開催されます。
親であるアナタが率先して行うべきも
のです。旅立ちへの準備を行う事で、
残される子ども達へ最期の贈り物にな
りるはずです。
アッタガ率先して動かない家族が
不幸に!?ご存知ですか?【相続争いの
族なのです!】
※弁護士を講師に迎え、プロの視点で
旅立ちの準備を講演して頂きます。
※当日は税金クイズも開催予定です。
上位成績優秀者には記念品を贈呈!
※無料ですので是非お立ち寄り下さい!

ご注意下さい

★回覧等で広く品川区民の方にお知らせしております。

★予約は行っておりませんので、当日会場にお越し頂いた順番でご案内させて頂きます。定員になり次第、締切とさせて頂きますので予めご了承下さい。

個別記帳相談会 (帳簿の健康診断)

※下記日程以外もOKです！

記帳方法の疑問点を
個別にじっくり相談！

あっと！！
簡易帳簿の相談も
出来るんだね！

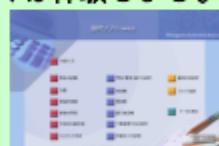
～～／会員なら無料で、
何回でもOKなんだ。

ブルーエイト

シンプルな会計ソフトです！
記帳に必要な機能に絞り、
分かりやすさを追求しました。
品川青色申告会における
会計ソフト利用率No.1！
※月額レンタル料700円。

会計ソフト教室

※ブルーエイトを使用
会計ソフトを使用すれば、
記帳の負担が大幅に減少！
まずは体験しましょう！



ブルーエイト画面

簿記教室

税法を考慮した、
実践的な内容です。



個人事業者向け
テキストを使用

分からない事は
直ぐに職員へ確認
できるから安心だね！
※使用可能日等は
お問い合わせ下さい。



自習室

会議室を開放します！
申告会で記帳しませんか？



学習経験が無い方、
大歓迎！各教室は
1日で基礎を学ぶよ。



同時に申込みで
500円割引きになる
パックがあります！

申込セ
500円割引



青年部の部員は
無料になります！

	日程	時間	料金	申込み
個別記帳相談会 (帳簿の健康診断)	11/18(月)～22(金)	各日とも 9:30～11:00 13:00～16:00	無料	予約不要
簿記教室・決算編 ※年内最終開催です	11/20(水)	13:30～16:30	1,000円	品川青色申告会に お申込み下さい。 ※全て全1回の講義 ※当日は筆記用具、 電卓、受講料をお持ち下さい。
会計ソフト教室 ※年内最終開催です	11/26(火)…	13:30～16:00	1,000円	

【11月の開催予定】～上記の会場は、全て（一社）品川青色申告会となります～

★
死亡又は出国された方など
死亡された方や一年以上出
国される方は原則として、
一定期間内に『準確定申告』
が必要です。 詳細はお問い合わせ下さい。

③ 事務局にて各種届出書作成
サポートを行っております。
印鑑をお持ち下さい。

※
死亡又は出国された方など
死亡された方や一年以上出
国される方は原則として、
一定期間内に『準確定申告』
が必要です。 詳細はお問い合わせ下さい。

② 転居の場合は税務署へ届出
書の提出が必要となります。
※所轄税務署が変更された場
合、税金の引き落とし口座
を改めて提出する必要があ
ります。

※
死亡又は出国された方など
死亡された方や一年以上出
国される方は原則として、
一定期間内に『準確定申告』
が必要です。 詳細はお問い合わせ下さい。

4月～12月の受付時間

【会費支払、書類受取り等】

午前… 9:00～12:00
午後… 13:00～17:00

【記帳相談・各種手続き等】

午前… 9:00～11:00
午後… 13:00～16:00

★
11月のご来局について
11月以降は、各種勉強会や
催し等が開催される為、対応
できる職員が少なく、
長時間お待ち頂く可能性があります。
ご了承下さい。

第一土曜日(祝祭日を除く)
は通常営業致します

★
【会員の慶弔規定に関するお問い合わせ】
慶弔規定により弔慰金・祝
金を会員よりお渡しします。
※その事実から3ヶ月以内に
ご連絡頂く事が条件です。
詳細はお問合せ下さい。

事務局からお知らせ